

令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について

1 調査の趣旨

本調査は、児童生徒の問題行動・不登校等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組の一層の充実に資するとともに、本調査を通じて実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくものとする。

2 調査対象期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

3 調査対象

(1) 調査対象学校数及び児童生徒数（高知県）

	国・公・私立学校
小学校 (義務教育学校前期)	190 校 30,993 人
中学校 (義務教育学校後期)	106 校 16,588 人
高等学校	46 校 17,191 人
特別支援学校	17 校 826 人
合計	359 校 65,598 人

※高知工業高等専門学校及び専攻科在籍生徒を除く

(2) 校種別調査対象項目

	暴力行為	いじめ	不登校	中途退学
小学校	○	○	○	
中学校	○	○	○	
高等学校	○	○	○	○
特別支援学校		○		

4 調査結果の概要

(1) 暴力行為

① 暴力行為の発生件数【国公立学校】

(単位：件)

校種 種別	小学校			中学校			高等学校			合計		
	発生件数		前年度 比較	発生件数		前年度 比較	発生件数		前年度 比較	発生件数		前年度 比較
	R3	R4		R3	R4		R3	R4		R3	R4	
対教師暴力	64	19	-45	28	20	-8	4	1	-3	96	40	-56
生徒間暴力	301	98	-203	136	65	-71	32	23	-9	469	186	-283
対人暴力	4	2	-2	11	8	-3	0	0	0	15	10	-5
器物損壊	56	29	-27	52	29	-23	18	2	-16	126	60	-66
計	425	148	-277	227	122	-105	54	26	-28	706	296	-410
1,000人当たりの発生件数										10.7	4.6	-6.1

② 1,000人当たりの暴力行為の発生件数【国公立学校】(単位：件)

	高知県	全国
R3	10.7	6.0
R4	4.6	7.5
前年度比較	-6.1	+1.5

本県の国公立学校における暴力行為は296件であり、令和3年度と比較すると410件減少している。校種別では、全校種において減少している。

1,000人当たりの暴力行為は4.6件であり、令和3年度と比較すると6.1ポイントの減少となった。

本県における暴力行為については、これまで、一部の学校で多数発生しており、年度によって多発する学校が変わることが多く、前年度多発した学校が翌年減少しても、また別の学校で多発するなど、そういう状況の中で県全体の発生件数の減少が見られなかった。

県教育委員会は、市町村教育委員会とともに、令和3年度に暴力行為発生件数の多かった学校を訪問し、児童生徒への関わりや支援方法について助言・支援を行った。このことにより、令和3年度に発生件数の多かった学校については、令和4年度における発生を抑制することができた。

また、その他の学校についても市町村教育委員会と連携し、学期ごとの暴力行為の件数や形態についてのデータ分析に基づき、各学校の実態に応じた支援策を共有し実践したことが、県全体の暴力行為の抑制につながった。

さらに、特に地域全体で暴力行為が減少した教育委員会においては、荒れの兆候が見られる管内の学校に指導主事等が訪問を重ね、学校の安定化に向けた助言や支援を行うなど、各市町村において重点的に取組がなされたことも令和4年度の暴力行為発生抑制につながった。

(2) いじめ

① いじめの認知件数【国公立学校】

(単位：件)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合 計	
	認知件数	認知件数	認知件数	認知件数	認知件数	1,000人当たりの認知件数
R3	2,698	596	322	56	3,672	55.1
R4	2,771	650	289	39	3,749	57.2
前年度比較	+73	+54	-33	-17	+77	+2.1

② 1,000人当たりのいじめの認知件数【国公立学校】

(単位：件)

	高知県	全国
R3	55.1	47.7
R4	57.2	53.3
前年度比較	+2.1	+5.6

③ いじめ発見のきっかけ【国公立学校】 (上位3項目)

「本人からの訴え」(29.1%)

「アンケート調査など学校の実施により発見」(26.0%)

「学級担任が発見」(20.4%)

④ いじめの現在の状況【国公立学校】

解消しているもの (日常的に観察継続中)		解消に向けて 取組中		その他		計
(件)	割合(%)	(件)	割合(%)	(件)	割合(%)	(件)
2,849	76.0	899	24.0	1	0.0	3,749

⑤ いじめの重大事態発生件数【国公立学校】

(単位：件)

	R3			R4		
	発生件数			発生件数		
		1号	2号		1号※	2号※
高知県	21	12	10	19	13	8

※いじめ防止対策推進法（平成25年）第28条

1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

1件の重大事態が1号及び2号の両方に該当する場合は、それぞれに計上することとしている。

⑥ 1,000人当たりのいじめの重大事態発生件数【国公立学校】(単位：件)

	高知県	全国
R3	0.32	0.05
R4	0.29	0.07
前年度比較	-0.03	+0.02

本県の国公立学校におけるいじめの認知件数は3,749件であり、令和3年度と比較すると77件増加している。1,000人当たりのいじめの認知件数は57.2件であり、令和3年度と比較すると2.1ポイントの増加となった。いじめ発見のきっかけは、「本人からの訴え」が最も多くなっている。

いじめの現在の状況は、「解消しているもの（日常的に観察継続中）」が76.0%であった。

高知県のいじめの認知件数について、全国同様過去最多となった。しかし、認知件数が多いことはいじめへの感度が上がり、早期発見・早期対応を可能とする事案が増加するという意味で、文部科学省も積極的に認知している学校を肯定的に評価している。いじめ防止対策推進法が平成25年に施行されて以降、各学校においていじめを積極的に認知するという姿勢で取り組んできたことの表れだと捉えている。また、いじめ発見のきっかけとして、前年度は「アンケート調査など学校の取組により発見」が最も多かったが、令和4年度は「本人からの訴え」が最も多くなっており、教職員のいじめに対する認識が高くなったことに加え、児童生徒の「いじめは許される行為ではない」「一人で悩みを抱え込まない」といったいじめに対する認識が向上していることが考えられる。さらに、自分の気持ちを一人一台端末で表す「きもちメーター」の活用など、児童生徒が発信しやすい環境を整え、教職員がこれまで気付きにくかった児童生徒の些細な変化にアプローチできる体制づくりが進んでいることなどが、認知件数の増加につながったと考えられる。

令和4年度はいじめの重大事態については、前年度より2件減少しているものの、全国値より依然高い状況が続いている。本県では、被害児童生徒や保護者の思いに寄り添い、重大事態の疑いがある段階から早期に調査に着手している。発生件数は、いじめ防止対策推進法に則って調査を行った件数であり、実際には、いじめが確認されなかったものや調査中のものを含んだ数である。

しかし、いじめの重大事態が全国と比べ多い状況にあり、このことは憂慮すべきことである。いじめを生じさせない未然防止の取組や、これまで同様、いじめの認知を積極的に行い、さらに的確に対応する手立てを講じていく必要がある。

(3) 不登校
 〈 小中学校 〉

① 不登校児童生徒数【国公立学校】

(単位：人)

校種 年度	小学校		中学校		合 計	
	不登校児童数	1,000人当たりの不登校児童数	不登校生徒数	1,000人当たりの不登校生徒数	不登校児童生徒数	1,000人当たりの不登校児童生徒数
R3	465	14.8	1,043	61.2	1,508	31.2
R4	469	15.1	994	59.9	1,463	30.7
前年度比較	+4	+0.3	-49	-1.3	-45	-0.5

② 1,000人当たりの不登校児童生徒数【国公立学校】

(単位：人)

校種 年度	小学校		中学校		合計	
	高知県	全国	高知県	全国	高知県	全国
R3	14.8	13.0	61.2	50.0	31.2	25.7
R4	15.1	17.0	59.9	59.8	30.7	31.7
前年度比較	+0.3	+4.0	-1.3	+9.8	-0.5	+6.0

本県の国公立小中学校における不登校児童生徒数は1,463人であり、令和3年度と比較すると45人減少している。

1,000人当たりの不登校児童生徒数は30.7人であり、令和3年度と比較すると0.5ポイントの減少となった。

〈 高等学校 〉

① 不登校生徒数【国公立学校】

(単位：人)

年度	不登校生徒数	1,000人当たりの不登校生徒数
R3	303	18.0
R4	292	17.6
前年度比較	-11	-0.4

② 1,000人当たりの不登校生徒数【国公立学校】（単位：人）

年度	高知県	全国
R3	18.0	16.9
R4	17.6	20.4
前年度比較	-0.4	+3.5

本県の国公立高等学校における不登校生徒数は292人であり、令和3年度と比較すると11人減少している。
1,000人当たりの不登校生徒数は17.6人であり、令和3年度と比較すると0.4ポイント減少している。

本県の不登校の減少の背景については、まず学校において、不登校に対する教員の認識や対応力の向上を図るための研修の充実を積極的に行ってきたことが、不登校児童生徒への初期対応力向上につながったと考えている。

また、児童生徒が一人一台端末を使い、自分の気持ちを毎日表現できる「きもちメーター」の機能を活用し、不登校の兆しが見える児童生徒を学校全体で把握し対応を行う組織体制を推進してきた結果、兆しが見えた段階で早期の情報共有を行っている学校の割合も高い状況が見られた。教員が児童生徒の些細な変化に気づき、見守りや声がけ、個人面談など早期発見・対応できるようになり、小中学校の新規不登校児童生徒数が減少したことにもつながったと考えている。

さらに、これまで不登校担当教員の配置や校内サポートルームの設置などに取り組んだ結果、不登校担当教員を配置した小学校では、新規不登校児童数の減少や校内サポートルームを設置した中学校では、欠席日数の減少といった効果も見られている。

加えて、本県では、個々の児童生徒の状況や抱えている課題に応じた支援を行うことが重要と考え、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置充実を図ってきた。支援体制を充実させたことで、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた不登校児童生徒の割合が全国と比べ高い状況であると共に、各学校で実施されている校内支援会において、SC・SSWの専門性を生かした支援策の検討が行われるようになっている。

こうしたこれまでの不登校への総合的な取組・対応の成果が、今回の調査結果に表れているものとする。

(4) 中途退学

① 中途退学者数・中途退学率【国公立学校】

	退学者数 (人)	中途退学率 (%)
R3	254	1.5
R4	262	1.5
前年度比較	+8	0

② 中途退学率【国公立学校】 (単位：%)

	高知県	全国
R3	1.5	1.2
R4	1.5	1.4
前年度比較	0	+0.2

③ 中途退学の理由【国公立学校】 (上位3項目)

「進路変更」(37.4%)

「学校生活・学業不適応」(32.8%)

「学業不振」(7.3%)

本県の国公立高等学校における中途退学者数は262人で、令和3年度より8人増加した。中途退学率は1.5%であり、令和3年度と同値である。

中途退学に至る主たる理由は、高い順に「進路変更」、「学校生活・学業不適応」、「学業不振」となっている。

本県においては、これまでも公立高等学校へのSC・SSWの配置拡充に努めてきた。各学校においては、そうした専門人材を活用した相談支援体制を構築して、中途退学の未然防止につなげている。

一方、中途退学の理由として「進路変更」「学校生活・学業不適応」が上位となっていることから、学校生活への目的意識を醸成することや個に応じた学習支援を充実させることも必要であると考えられる。

また、中途退学に至った場合にも、社会から孤立することなく、自己実現に向かうことのできる環境を選ぶことができるような支援も行われており、今後も、学校生活への適応の支援、中途退学に至った場合の居場所づくりや修学・就労支援を進めていく必要がある。

5 まとめと対策

高知県教育委員会では、児童生徒の問題行動や不登校等の生徒指導上の諸課題の改善に向け、第3期高知県教育振興基本計画において、重点的に進める取組として「不登校への総合的な対応」を位置づけ、「未然防止」「初期対応」「自立支援」の観点から様々な取組を行ってきた。その結果、暴力行為の減少及び不登校の出現率が、前年度の数値を下回る結果となった。小中学校の1,000人当たりの不登校児童生徒数が前年度を下回ったのは10年ぶりである。

本県はこれまで個々の児童生徒の状況や抱えている課題に応じた支援を行うことが重要と考え、SC(H7～)、SSW(H20～)の配置充実を行ってきた。SCは現在全校配置(H29～)、SSWに当たっては全市町村配置(R元)となっており、各学校で実施されている校内支援会において、SC・SSWを活用し、支援策の検討が行われるようになっている。

また、不登校等の生徒指導上の諸課題に対する教員の認識や、対応力の向上を図るための研修の充実をはじめ、不登校に係る取組を地域全体で推進していくための仕組みづくりを目的とした指定校事業「高知夢いっぱいプロジェクト推進事業」(H25～)、教員が児童生徒へ向き合う時間の創出を目的とした全小中学校への35人以下学級の導入(R4～)など、未然防止の取組を積極的に推進してきた。

さらには、教員が児童生徒の些細な変化に気づき、いじめや不登校など早期発見・対応できるよう、一人一台端末を使い、自分の気持ちを毎日表現できる「きもちメーター」(R3～)の導入・活用や、不登校の兆しが見える児童生徒を組織的に把握し、早期対応を行う体制として、不登校担当教員等の配置や校内サポートルーム(R3～)の設置など、これまで継続してきた様々な施策、取組が相乗効果をもたらし、今回の調査結果にあらわれてきているものと考えている。

暴力行為については、学期ごとの暴力行為の件数や形態についてのデータ分析に基づき、各地域、各学校の実態に応じた効果的な支援策を講じ、暴力行為の発生を抑制できている状況が見られたことから、今後も引き続き市町村教育委員会とも連携しながら早期対応できるよう、学校に対して指導・助言を行っていく。

いじめについては、「誰にもどこにでも起こりうる」ものとして、いじめ防止対策推進法に基づき、見逃さないよう様々な方法で積極的な認知を進め、いじめの長期化、深刻化を防ぐため、早期の組織的な対応が図られるよう、学校や市町村教育委員会を支援していく。加えて、これまで重大事態の調査で検証した再発防止のための取組が確実に各学校に汎化されるよう、研修会等で継続して周知徹底していく。

不登校については、不登校児童生徒数が昨年度を下回ったものの、依然として多い状況が続いており、市町村によっては昨年度より増加が見られたところもあることから、これまでの取組がしっかりとされているか市町村教育委員会とともに検証し、効果の見られた取組を継続して実施するよう指導・支援を行っていく。

あわせて、不登校の児童生徒が、学びたい時に学べる場所や機会の確保のために、地域と連携した支援等も含め、市町村教育支援センター等、学校外の支援体制の強化や、オンラインによる学習支援、学びの多様な学校(いわゆる不登校特例校)の設置の在り方、夜間中学や公民館・図書館等の活用等について、今年度設置した有識者会議において協議を進め、実施に向けて検討していく。